

[事案 27-291] 変換契約無効等請求

・平成 29 年 7 月 28 日 和解成立

<事案の概要>

契約変換時、契約者（申立人の父・故人）は正常な判断ができる状態ではなく、間違った認識をもって契約していることを理由に、変換を無効として変換前契約に戻すことなどを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 5 月、平成 20 年 1 月に契約した逡減定期保険を変換して変額保険を契約したが、以下の理由により、変換を無効として変換前契約に戻し、変換前契約の内容で保険金を支払ってほしい。

- (1) 契約変換時、契約者は病気療養中であり、正常な判断ができる状態ではなかった。
- (2) 変換前後の契約内容についての十分な説明や、設計書の提示がなかった。
- (3) 契約者が契約変更する場合、担当者から申立人（契約者の相続人代表者である契約者の子）に連絡するよう依頼していたが、本契約変換の際には連絡がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 担当者は、契約者およびその関係者からは、変換手続前後において、契約者の病状が深刻で、余命も長くないと医師から宣告されているとは知らされておらず、契約者は順調に回復していると認識していた。
- (2) 担当者は、契約変換時、契約者の妻の同席のもと、契約者に対し変換の内容について十分な説明をしており、契約者が十分に理解したうえで、変換を行っている。
- (3) 担当者は、契約変換後にも再度契約者と面談して設計書を使いながら説明し、契約内容に間違いがないことを確認している。さらに、平成 26 年 5 月に契約者に変換請求書を記入してもらったのち、同年 6 月に契約者に署名をもらっており、さらに同月中に再度、特別条件承諾書にも契約者の署名を得ているもので、契約者の意思は十分に確認している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、担当者の対応に不適切な点があったかどうかなど契約変換時の状況を把握するため、申立人および契約者の妻である申立人の母、担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。